

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

<b>政策所管部局</b>	刑事局		
<b>施策等の名称</b>	被害者等通知制度の適切な運用		
<b>目 標</b>	<b>基本目標</b>	<b>指 標</b>	通知者数 通知件数
	被害者等に刑事事件の処分結果等の必要な情報を通知することによって、刑事司法に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営を推進する。		
	<b>達成目標</b>		
<b>基本的考え方</b>	被害者等通知制度は、事件の処分の結果等を知りたいという、被害者その他の刑事事件関係者の要請にこたえるため、事件の処理結果（公判請求、略式命令請求、不起訴等）、公判期日（係属裁判所、公判期日）、刑事裁判の結果（主文、裁判確定日等）等を希望する者に対して通知することにより、これを通じて、被害者を始めとする国民の理解と信頼を得て、将来の検察活動に対する国民の協力を確保し、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資することを目的とするものである。		
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	本制度による通知は、個々の事件の性質によっては、関係者の名誉・プライバシーの保護及び捜査・公判の円滑な運営に支障を生ずるおそれがある場合など、通知することが相当でない認められる事由がある場合には、通知を行わないこともあり、被害者その他の刑事事件関係者であっても、希望に応じられない場合がある。		
<b>測定方法等</b>	1. 測定時期：平成15年3月31日		
	2. 測定方法等 通知件数等については、事件数、被害者の希望及び犯罪の性質等の外部要因に影響されるので、予め数値目標を設定する目標達成度評価にはなじまないが、本施策の活動実績を示すデータの一つとして、掲載する。		
<b>評価の内容</b>	1. 平成14年に講じた施策(実施状況) 本制度に基づく通知希望者、通知者数、通知件数について（希望者数、通知者数） 通知希望者の総数、実際に通知を実施した通知者の総数は次のとおりである。参考として平成13年度における数値についても掲載する。		

年度	希望者数	通知者数
13	43,085名	74,567名
14	47,557名	75,991名

(注) 通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは、同一者に対して複数回（捜査処理を通知した後、公判期日を通知）の通知しているためである。

(通知件数)

通知件数の総数、通知内容の内訳は次のとおりである。

参考として平成13年度における数値についても掲載する。

年度	通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放
13	80,731件	36,891件	19,519件	23,896件	425件
14	79,020件	35,831件	17,534件	24,496件	1,159件

(注) 「受刑者の釈放」の通知数については、平成13年10月からの集計である。

通知者数と通知件数の違いは、例えば、同一者に対して同一機会に2つの事由（捜査処理と公判期日）を通知した場合は、通知者数は1、通知件数は2となる。

そのほか、本制度について、より国民の理解を得るため、パンフレット及び法務省ホームページをリニューアルしており、パンフレットについては、全国の各検察庁に備え付け、国民に配布するなどしている。

## 2. 評価結果

平成14年度は、本制度に基づき、75,991名に対し79,020件の情報を通知した。

本制度については、検察官等において被害者その他の刑事事件関係者に説明し、また、パンフレット及び法務省ホームページ上で幅広く国民に対し説明するなどして周知して、本制度の適切な運用をしているところであるが、今後も、通知者に提供できる情報や通知方法など、制度の問題点を拾い上げ、改善すべき点があれば検討し、刑事司法の適正かつ円滑な運営に向け、より一層取り組んでいくことが必要である。

見直しの有無

通知希望者に対して通知しなかった数を把握できるようにするなどの統計方法の見直しを検討する。

備考

平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局		
施策等の名称	検察広報の積極的推進		
目 標	基本目標	指 標	実施状況
	<p>検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。</p>		
	達成目標		
	<p>全国の各検察庁において、効果的な広報活動を実施する。</p>		
基本的考え方	<p>検察が、法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることが必要不可欠である。</p> <p>一方、「検察官や検察庁は、どんな仕事しているのか。」「検察と警察の違いがよく分からない。」といった国民の声があり、これらの疑問に答え、検察活動に対する国民の理解と協力を得るためには、検察に関する広報活動を行うことは重要であるとの認識の下、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴などの各種広報活動を積極的に推進し、よって、刑事司法全体についての正確な理解と信頼を得ることを目的とするものである。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>全国の各検察庁からの報告を基に、各庁において実施した各種広報活動について、その実施内容、実施回数、参加人数やより効率的で効果的な広報活動を行うための工夫から測定するとともに、平成14年度に新設された検察広報官の活動、検察庁ホームページの運用状況等についても測定に加え、評価を行う。</p>		
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 各検察庁における広報活動の実施内容及び状況          広報活動の具体的な内容としては、主なものとして</p> <p>「移動教室」          主に小中学生を対象に、検察庁において、庁舎見学や広報ビデオの上映のほか、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの</p> <p>「出前教室」          主に小中学生を対象に、検察職員が学校等に出向くなどして、検察に</p>		

関する説明・質疑応答を行うなどするもの

「刑事裁判傍聴」

主に高校生，大学生，社会人を対象に，裁判傍聴を行うとともに，検察に関する質疑応答を行うなどするもの

「庁舎見学」

主に学校や各種団体等からの依頼に応じ，検察庁庁舎の見学を実施するとともに，検察に関する質疑応答を行うなどするもの

「各種説明会・講演」

検察職員が講演する各種説明会や講演会などを通じ，検察に関する説明等を行うもの

「新聞等への寄稿」

各種新聞・雑誌等のマスメディアを媒体とし，検察に関する説明等を行うものが挙げられる。

全国検察庁59庁のうち，52庁（最高検察庁，高等検察庁4庁，地方検察庁47庁）が，検察広報活動を実施し，延べ実施回数は，383回，延べ参加人数は，約1万900人であった。

各広報活動の延べ実施回数は，移動教室が201回，出前教室が23回，刑事裁判傍聴が24回，庁内見学が91回，各種説明会・講演が40回，新聞等への寄稿が8回，その他が9回であった。

そして，より効率的で効果的な広報活動を実施するため

庁独自の広報用パンフレットを作成

検察庁の役割や刑事手続の流れ等を見学者に説明する際にパソコンのプレゼンテーションソフトを活用

各教育機関等へ移動教室等案内文書の送付

移動教室等の実施前に質問内容を送付するよう参加者に対して依頼するなどの工夫を積極的に実施している例もある。

(2) 検察庁ホームページの開設

平成14年8月，最高検察庁において，検察庁ホームページを開設し，検察官・検察庁に関する説明等を掲載するとともに，検察庁の広報に関するトピックスを設け，移動教室や広報ビデオ等の紹介を行っている。

平成14年度中の検察庁ホームページへのアクセス件数は，7万7,645件であった。

(3) 検察広報官の新設

大規模庁の広報体制を強化するため，平成14年度から，東京，大阪，名古屋，福岡の各地方検察庁に検察広報官が新設され，報道機関からの取材対応を担当する次席検事を補佐するとともに，移動教室等各種広報活動の実施，調整及び企画立案を専門に担当することとなった。

(4) 検察庁広報用ビデオの配布

刑事局において，検察の職務や刑事手続の流れを簡潔に描いた内容の一般広報用ビデオを作成し，同ビデオの宣伝用リーフレットとともに全国の検察庁に配布した。

## 2. 評価結果

52の検察庁において，移動教室，出前教室，刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が実施された。そして，検察広報官が新設された庁においては，

	<p>広報窓口が検察広報官の下に一本化され、また、移動教室や庁舎見学等においては、参加者の要望に沿ったプログラムを実施できるように調整をすることで、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。さらに、検察庁ホームページの開設によって、より幅広い層の国民に対して広報が行われることとなった。</p> <p>以上のことから検察に対する一般国民の関心・興味は高まりを見せていると考えられる。</p> <p>本施策については、今後も59庁すべての検察庁で実施できるよう積極的に展開していくとともに、より効果的な検察広報活動の在り方を検討しながら実施していき、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める」ために更なる努力をしていく方針である。</p>
見直しの有無	なし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	矯正施設における職業教育の充実強化		
目 標	基本目標	指 標	施策の実施状況 ① 訓練種目数 ② 職業訓練の修了者数 ③ 資格又は免許の取得者数及び取得率
	受刑者職業訓練を充実強化する。		
	達成目標		
	労働需要に沿うよう訓練種目を見直し、訓練種目を多様化させる。		
基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>刑務所及び少年刑務所で行われている職業訓練は、国が行う刑罰の内容である刑務作業の一つの形態であり、その目的は、受刑者が職業的技能や知識を身に付け、公の免許若しくは資格を取得することにより、改善更生して円滑に社会復帰することにある。</li> <li>法務省矯正統計年報によれば、平成13年度の1年間に刑務所に入所した受刑者は、28,469人であり、犯時職業を見ると、そのうち無職の者が18,193人、入所受刑者全体の63.9%を占めており、これらの無職者を出所時に職に就かせることが再犯防止の鍵となっていると言える。</li> <li>そこで、受刑者の出所後の就労を容易にすることによって再犯防止を図るため、矯正局総務課作業企画調査室においては、刑務作業の一形態である職</li> </ol>		

	<p>業訓練について、労働需要や訓練対象者に応じた訓練種目の見直しを行うなどの企画・立案を行っている。</p> <p>4 訓練種目が効果的に見直され、より多くの受刑者が資格等を取得することによって、円滑な社会復帰が促進され、その結果、再犯者が減少することは、国の法秩序と治安の維持に大きく寄与するものである。</p> <p>5 指標として、訓練種目数、職業訓練の修了者数、資格・免許の取得者数及び同取得率の状況を判断することにより、受刑者職業訓練の充実を評価することができる。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>なし。</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2 測定方法等</p> <p>訓練種目の見直しや訓練種目の多様化に資する労働需要については、刑務所を出所した者というスティグマの存在を完全に否定することはできないため、一般の労働需要をそのまま出所者に適用することは難しく、むしろ求人があるにもかかわらず労働者が充たされない欠員率（平成13年厚生労働省「雇用労働調査」による。）をもって、労働需要を押し量り、訓練種目を見直した。</p> <p>(1) 欠員率 = <math display="block">\frac{\text{未充足求人数}}{\text{常用労働者数}} \times 100 (\%)</math></p> <p>(平成13年厚生労働省「雇用労働調査」・平成13年6月末現在)</p> <p>※ 未充足求人とは、仕事があつて、これに従事する者がいない、いわゆる欠員のうち、求人を行っている者のことをいう。</p> <p>その他、以下の指標を用い、その数値の高低をもって、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を計った。</p> <p>(2) 訓練種目数（実数）（法務省矯正局統計資料）</p> <p>(3) 職業訓練の修了者数（実数）（法務省矯正局統計資料）</p> <p>(4) 資格又は免許の取得者数（実数）（法務省矯正局統計資料）</p> <p>(5) 資格又は免許の取得者率 = <math display="block">\frac{\text{資格・免許取得者数}}{\text{資格・免許取得試験受験者数}} \times 100 (\%)</math></p> <p>(法務省矯正局統計資料)</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 訓練修了者の増加</p> <p>平成14年度中に、溶接、電気工事、自動車整備、建築、製版・印刷、木材工芸、建設機械、理容、美容、介護サービス、情報処理等54種目（うち女子受刑者訓練種目：4種目）の職業訓練を実施し、前年度を281人上回る1,952人が訓練を修了した。</p> <p style="text-align: center;">年度別職業訓練修了者</p>

(単位：人)

年度	10	11	12	13	14
職業訓練修了者(人)	1,585	1,762	1,654	1,671	1,952

法務省矯正局統計資料による。

### (2) 就職支援コース科職業訓練の実施庁の増加

労働需要について調査を行い、生産工程・労務作業における欠員率に着目したところ、以下のとおり建設業において最も欠員率が高く、短期間で技能習得が可能な建造物のく体工事（鉄筋施工，型枠施工，足場組立，解体工事）に係る職業的知識・技能を修得させ，雇用情報の提供を併せて行う就職支援コース科職業訓練の実施庁を1庁増加し，半自動溶接機やパソコン等の職業訓練用機器の更新整備を行って，訓練受講の機会の拡大を図った。

### 産業別生産工程・労務作業欠員率

(単位：%)

産業区	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給 水道業者	運輸・通信	卸売・小売業・ 飲食店	金融・保険業者	不動産業	サービス業
欠員率	0.5	0.9	0.7	-	0.0	0.8	-	-	0.4

平成13年厚生労働省「雇用労働調査」による。

### (3) 資格取得者数の増加

資格又は免許を取得するため受験した受刑者のうち，前年度を240人上回る1,929人が資格又は免許を取得し，合格率は約86パーセントであった。

### 職業訓練修了者における資格・免許取得状況

(単位：人，%)

年度	資格・免許	危険物取扱者	溶接技能者	補修・技師	自動車整備士	理容師	その他	合計	合格率
10	受験者	408	307	131	91	39	1,362	2,338	87.6
	合格者	284	261	116	88	39	1,260	2,048	
11	受験者	448	406	120	124	44	1,362	2,504	87.2
	合格者	324	356	103	115	44	1,242	2,184	
12	受験者	446	279	118	86	56	1,268	2,253	86.2
	合格者	331	238	100	78	54	1,141	1,942	
13	受験者	179	262	125	83	46	1,484	2,179	87.5
	合格者	160	212	117	81	38	1,298	1,906	
14	受験者	220	271	134	98	51	1,467	2,241	86.1
	合格者	178	223	119	95	49	1,265	1,929	

法務省矯正局統計資料による。

## 2 評価結果

- (1) 新規職業訓練の開講は，特別な設備や訓練場所の確保を要するため，現下の過剰収容にあっては，新規開講がより困難である中，労働需要が高く，短期間で建造物く体工事の技術等習得が可能な就職支援コース科の実施庁を1庁増加したことは，時代の要請に見合う職業訓練の受講機会を拡大し，

	<p>受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価できる。</p> <p>また、男女共同参画社会の実現や福祉の充実に向けた福祉サービスの拡充が叫ばれる中、女子受刑者の職業訓練については、フォークリフト運転科、介護サービス科等の職業訓練を実施し、女子受刑者の職業訓練の充実にも努めている。</p> <p>(2) 職業訓練生において、資格又は免許の取得人員が前年度を上回り、しかも高い合格率で取得されており、これが受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価できる。</p> <p>(3) 現在、資格又は免許の取得を目的とした職業訓練は、主に初犯受刑者が収容されている施設を中心に実施されていることから、今後は、引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行い、併せて、累犯受刑者や女子受刑者の訓練受講機会の更なる拡大を図る必要がある。</p>
見直しの有無	なし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	矯正施設における教育活動の推進		
目 標	基本目標	指 標	<p>施策の実施状況</p> <p>基本目標に係るテーマを設定し実施された会議及び調査・研究における、教育プログラムの検討進ちょく状況</p>
	<p>矯正施設における被害者の視点を取り入れた教育を充実強化する。</p>		
	達成目標		
	<p>被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムや教育課程を整備する。</p>		
基本的考え方	<p>刑務所や少年院などの矯正施設では、犯罪者や非行少年を収容し、改善・更生のための各種教育プログラムを実施している。教育プログラムは、対象者の問題性に働きかけることを目指しており、主要なものとして、刑務所においては、交通事犯防止指導、暴力団離脱指導、覚せい剤乱用防止教育、酒害教育等が、少年院においては、個別面接指導や集団討議、社会生活技能訓練（SST：Social Skills Training）、家族関係や不良交友関係、薬物使用や交通問題等に関する指導が挙げられる。</p> <p>また、矯正施設における教育は、対象者が犯罪・非行事実を客観的に見つめ、自らの過ちに気付き、被害者等の気持ちを理解し、自己の責任を自覚すること</p>		

	<p>が重要であることから、従来から罪障感の覚せいを図るための指導も実施してきたところである。</p> <p>特に近年、犯罪や非行の被害者等に対する保護・救済の在り方が刑事政策上の重要な課題の一つとなっており、また民間の被害者支援活動も多様化・活発化していることから、矯正施設における教育内容についても、被害者の視点がどのように反映されているか等について、社会の関心が一段と高まっているところである。</p> <p>このような諸情勢を踏まえ、国民の関心に適切に応え、矯正施設における被害者の視点を取り入れた教育を充実強化させていくためには、直接処遇に携わる矯正施設職員等が、部外有識者等との意見を聞きながら、協議会・研究会を通して研究を推進することによって、教育プログラムの内容を検討していく必要がある。</p> <p>平成15年は引き続き、被害者の視点を取り入れた教育プログラムに係る指導案、指導要領等の調査・研究を行う予定であり、平成16年度以降は、その結果を踏まえ、矯正施設の教育プログラムの整備を行う予定である。</p>
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	<p>特になし。</p>
<b>測定方法等</b>	<p>1. 測定時期:平成15年3月31日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 測定方法等</p> <p>本評価は、被害者の視点を取り入れた教育プログラムを整備する過程でどのような問題点が検討されているか、どのような点が達成しつつあるのかといった目標達成へのプロセスを評価することとしている。そのため、矯正局、矯正管区、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育プログラムの整備等を目的として実施された、協議会、調査・研究において検討された事項を明らかにすることにより、目標達成のために本年度、どこまで作業が進んだのかを評価する。</p>
<b>評価の内容</b>	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 平成14年4月から平成15年3月にかけて、矯正局の指定した刑務所及び少年刑務所計16庁において、合計102名の職員により、被害者の視点を取り入れた指導を行うための指導要領作成に係る調査・研究を実施した。</p> <p>各施設においては、指導実践を通して、また、研究授業の開催、矯正管区との打合せを行い、受刑者に自己の犯罪の重大性を認識させ、被害者等に対して謝罪の気持ちを深めさせるための指導方法、指導用教材、指導計画、指導要領等の見直し検討を行った。本調査研究においては、教育プログラムの再検討に際して、個別指導の必要性、グループ指導の在り方といった観点が必要であるとされた。</p> <p>(2) 平成14年5月から平成15年3月にかけて、矯正局の指定した矯正管区において、当該管区及び同管内少年院3庁の職員合計23名により「被害者の視点を取り入れた教育」に関する調査研究(研究授業、調査研究、意見交換会等)を継続的に実施し、少年院における教育プログラムの調査、指導案、指導要領等の見直しと検討、研究授業等の実施、教育内容の体系化等について協議した。本調査研究においては、現在上記矯正管区を中心に、本件非行の違いによる加害少年の意識の違いや、被害者の様態の違い</p>

	<p>を踏まえた効果的な働きかけの在り方，被害者感情等被害者の現状に関する情報の収集といった観点から，教育プログラムの在り方を整理することとしている。</p> <p>(3) 3庁の少年院で，被害者の視点を取り入れた指導に関する公開授業を開催し，矯正管区，家庭裁判所，地方検察庁，地方更生保護委員会，保護観察所等関係職員計89名により，指導計画や授業内容等に係る研究討議を実施した。当該公開授業に出席した関係機関からの意見を踏まえ，指導内容等について検討している。</p> <hr/> <p><b>2. 評価結果</b></p> <p>矯正施設の教育内容に，被害者の視点がどのように反映されているかについて社会の関心が一段と高まっていることから，基本目標として「被害者の視点を取り入れた教育の充実強化」を設定し，平成16年度に各矯正施設における教育プログラムを整備することを目標として，本年度は，矯正管区，矯正施設職員により，「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」の在り方について，調査研究を実施してきたところである。</p> <p>調査研究においては，被収容者に自己の犯罪の重大性を認識させ，被害者等に対する謝罪の気持ちを深めさせるために，対象者に応じたプログラム，個別指導の必要性，グループ指導の在り方，視聴覚教材の有効性や，外部講師との連携方法，被害者に関する情報収集が課題として挙げられていることから，平成15年度は，平成14年度に提出されたこれらの課題解決の方策を検討しつつ，被害者の視点を取り入れた教育プログラムをより効果的なものとするため，引き続き調査研究を行う予定である。</p>
見直しの有無	なし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標	指 標	施策の実施状況
	保護観察対象者の改善更生を促進する。		
	達成目標		
保護観察処遇の充実強化を図る。			

<p>基本的考え方</p>	<p>保護観察は、犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、一定の遵守事項を守るように指導監督するとともに、必要な補導援護を行うことによって、その改善及び更生を図ろうとするものである。</p> <p>保護観察を受けるのは、①家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年、②少年院を仮退院した者、③行刑施設を仮出獄した者、④刑の執行を猶予され保護観察に付された者等であるが、近年の犯罪情勢の悪化等を受けて、保護観察事件数が増加傾向にあることに加え、複雑かつ深刻な問題性を抱える対象者も増加している。</p> <p>そこで、保護観察対象者が抱える個々の問題性等に的確に対応した保護観察処遇を実施するとともに、更にこれを充実強化するための施策を整備・推進することにより、保護観察対象者の改善更生を図ることが必要であることから、「保護観察対象者の改善更生を促進する」という基本目標を達成する上での達成目標の一つとして「保護観察処遇の充実強化を図る」ことを掲げ、その評価指標を「施策の実施状況」とした。</p> <p>平成14年に実施が必要とされる施策とその目的は以下のとおりである。</p> <p>(1) 分類処遇・類型別処遇の充実化</p> <p>「分類処遇」は、保護観察対象者の処遇困難性を判別し、処遇困難とされた者の処遇を充実させることを目的とする制度であり、一方、「類型別処遇」は、覚せい剤関係、暴力組織関係等保護観察対象者が持つ固有の特性や問題性に焦点を当て、それに対する効果的な処遇を実施することを目的とする制度である。いずれの制度も施行後十数年が経過し、この間に社会情勢や保護観察対象者の質も変わってきたことから、両制度とも見直しの必要性が指摘されている。</p> <p>(2) 社会参加活動・各種集団処遇の積極的な実施</p> <p>社会常識の会得、自信の回復、集団における健全なコミュニケーションの学習等を必要とする少年の保護観察対象者が多いことから、これらの者を対象とした社会参加活動（奉仕活動、自然体験活動、スポーツ活動、社会見学等）を実施し、その問題改善に努める必要がある。</p> <p>一方、アルコールや薬物依存、交通に関する遵法意識の欠如など、特定の問題を抱える保護観察対象者も多いことから、それぞれの問題性等に即し、効果的にその改善更生を促すため、各種集団処遇等の実施に努める必要がある。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>特になし。</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>保護観察対象者の抱えている問題は極めて多面的であり、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定することは困難である。そこで、目標達成のために行った施策の実施状況を評価する。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 分類処遇・類型別処遇の充実化</p> <p>「分類処遇」については、「分類票」の判別精度をより向上させるために、</p>

大規模な調査を行い、全国の保護観察所に調査への協力を依頼し、約5700人分のデータを集めた。

「類型別処遇」については、より効果的な処遇の実施を図るため、処遇要領を全部改正し、類型項目として、新たに「高齢」、「ギャンブル等依存」等を加えたり、「家庭内暴力」、「無職等」等の類型の認定対象を広げるなど、近年の社会情勢に合ったものに拡充するとともに、保護観察官及び保護司向けの類型別処遇マニュアルを作成した。

(2) 社会参加活動・各種集団処遇の積極的な実施

全国の保護観察所において、民間団体の協力も得ながら、多数回の社会参加活動が実施された。社会参加活動の具体例としては、特別養護老人ホーム等福祉施設における介護・清掃等の奉仕活動、知的障害者授産施設での共同作業、農作業体験、保育園での保育体験、料理体験、道路や海岸等の清掃活動等が挙げられる。

また、平成14年度には、全国の保護観察所の所管課長による会議及び全国の保護司による研修会において、社会参加活動の充実強化を図るため、その効果的な実施方法等について協議を行った。

※平成14年度社会参加活動実施庁 50庁（全保護観察所。前年度同数）  
実施回数 513回（前年度506回）  
参加人数 1,587人（前年度1,578人）

一方、各種集団処遇については、交通講習が全国の保護観察所において実施されたほか、各庁の実情に応じ、多様な集団処遇が展開された。各種集団処遇等の具体例としては、保護観察対象者に対する交通講習、酒害・薬害教育、社会生活技能訓練等、保護観察対象者の保護者会、矯正施設に収容中の者の引受人に対する薬害教育等がある。

2. 評価結果

○ 分類処遇については、平成14年度に実施した調査の結果分析を15年度に行い、制度改正の材料とする予定である。

類型別処遇については、当初の予定どおり、制度改正を行った。今後は改正の趣旨を活かしつつ、本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の充実強化に努めていきたい。

○ 社会参加活動については、その実施回数、参加人数ともに前年度とほぼ同数であった。

活動内容は前年度と同様に福祉施設での介護・奉仕活動を中心に、学校・公共施設での体験活動、屋外活動先での環境美化活動等多岐にわたっている。活動に参加した少年や保護者等から得られた感想は、活動に関して肯定的な見方をしているものがほとんどであり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応ひいてはその改善更生に大きな役割を果たしているものと考えられる。

今後とも、保護観察対象者の特性や地域の実情等に応じた活動先の開拓、活動内容の多様化等を積極的に行うとともに、その実施方法、参加者の選定等についてさらに工夫をする必要がある。

○ 各種集団処遇については、それぞれ一定の処遇効果が上がっているとの報告がなされている。今後、実施事例に係る情報の蓄積と共有を図りつつ、その充実に向けた方策を検討していく必要がある。

見直しの有無

特になし。

備	考	
---	---	--

## 平成 1 4 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標	指 標	施策の実施状況
	保護観察対象者の改善更生を促進する。		
	達成目標		
	保護観察対象者の就業を確保する。		
基本的考え方	<p>就業は健全な社会生活の中心となるものであり、犯罪や非行をした者が自立した生活を営む上でも非常に重要なものである。</p> <p>しかし、近時の経済情勢のもと、雇用情勢は悪化しており、特に保護観察対象者の就業の確保は困難を極めている。加えて、高齢対象者や、対人関係上の問題や社会適応力の欠如等の問題を抱えた対象者など、就業を確保する上で特段の働き掛けを要する者が増加する傾向にある。</p> <p>そのため、保護観察対象者の就業を確保するための施策を積極的に推進する必要があることから、「保護観察対象者の改善更生を促進する」という基本目標を達成する上での達成目標の一つとして「保護観察対象者の就業を確保する」ことを取り上げ、その評価指標を「施策の実施状況」とした。</p> <p>平成 1 4 年に実施が必要とされる施策とその目的は以下のとおりである。</p> <p>(1) 保護観察対象者に対する就労指導の充実</p> <p>上記のとおり、保護観察対象者は対人能力、社会適応能力に問題を抱える者が多く、そのことが職に就けないこと、職に就いても長続きしないことの原因の一つとなっている。対人能力、社会適応能力の向上を目的とした、保護観察対象者に対する就労指導が必要である。</p> <p>(2) 協力雇用主の確保等</p> <p>協力雇用主は、保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間の事業主であり、保護観察対象者の就業を確保する上で協力雇用主の拡充・活用は不可欠である。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>平成 1 4 年平均の完全失業率：5. 4%（1 3 年 5. 0%，1 2 年 4. 7%）</p> <p>平成 1 4 年末有効求人倍率：0. 5 8（1 3 年 0. 5 1，1 2 年 0. 5 9）</p> <p>その他景気の動向により、就職先の確保が困難になる場合がある。</p>		
	1. 測定時期：平成 1 5 年 3 月 3 1 日		

測定方法等	<p>2. 測定方法等</p> <p>多くの統制困難な外部要因の影響を受けることから、あらかじめ数値目標・指標を設定することができないため、目標達成のために行った活動の実施状況を評価する。</p>																								
評価の内容	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 保護観察対象者に対する就労指導の充実</p> <p>保護観察対象者に、社会生活技能訓練（S S T）等の処遇技法を活用しながら、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について指導を行った。</p> <p>※ 社会生活技能訓練（S S T : Social Skills Training）</p> <p>例えば、就職のための面接場面、職場でストレスを感じやすい場面、他人とトラブルになりそうな場面等、社会生活において実際に起こりうる様々な場面を想定して、参加者にその場面を演じさせるとともに、他の者にその演技を批評させることによって、他人とのコミュニケーションの仕方、自己表現の方法等社会生活を送る上で必要な技能を学ばせるもの。</p> <p>平成15年4月1日現在、更生保護法人が設置する更生保護施設101施設中40施設で実施されている。</p> <p>(2) 協力雇用主の確保等</p> <p>より多くの事業主に協力雇用主として協力してもらえよう、“社会を明るくする運動”等の機会をとらえて広報を行った。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>○ 完全失業率が平成12年以降上昇を続けている中で、保護観察終了者に占める無職者の割合も、平成13年と比較すると2号観察を除いていずれも上昇している。今後も保護観察対象者の就業の確保に資するために、より有効な就労指導の方法について検討していく必要がある。</p> <p>(保護観察終了者全体に占める無職者（学生・生徒、家事従事者を除く）の割合)</p> <table border="1" data-bbox="427 1444 1061 1915"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>21.8%</td> <td>21.8%</td> <td>22.9%</td> </tr> <tr> <td>1号観察</td> <td>13.9%</td> <td>13.9%</td> <td>14.4%</td> </tr> <tr> <td>2号観察</td> <td>25.6%</td> <td>25.7%</td> <td>25.7%</td> </tr> <tr> <td>3号観察</td> <td>29.7%</td> <td>29.2%</td> <td>31.4%</td> </tr> <tr> <td>4号観察</td> <td>35.3%</td> <td>34.8%</td> <td>37.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成12年～平成14年保護統計年報を参考にした。</p> <p>(注)</p> <p>1号観察：家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者</p>		平成12年	平成13年	平成14年	全体	21.8%	21.8%	22.9%	1号観察	13.9%	13.9%	14.4%	2号観察	25.6%	25.7%	25.7%	3号観察	29.7%	29.2%	31.4%	4号観察	35.3%	34.8%	37.9%
	平成12年	平成13年	平成14年																						
全体	21.8%	21.8%	22.9%																						
1号観察	13.9%	13.9%	14.4%																						
2号観察	25.6%	25.7%	25.7%																						
3号観察	29.7%	29.2%	31.4%																						
4号観察	35.3%	34.8%	37.9%																						

	<p>2号観察：地方更生保護委員会の決定により，少年院からの仮退院を許されている者</p> <p>3号観察：地方更生保護委員会の決定により，仮出獄を許されている者</p> <p>4号観察：裁判所の判決により，刑の執行を猶予され，保護観察に付された者</p> <p>○ 全国の協力雇用主数は平成15年4月1日現在でみると，前年に比べ，93増加しており，広報活動による一定の成果が上がっている。一方，現下の経済社会情勢等の影響と思われるが，被雇用者数は23名減少している。そのため，今後とも新規協力雇用主の確保に努めるとともに，既存の協力雇用主に対しても，保護観察対象者の雇用促進について一層の協力を求めていく必要があると考えられる。</p> <p>(全国の協力雇用主数及び被雇用者数)</p> <table border="1" data-bbox="427 674 1193 904"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年4月1日</th> <th>平成15年4月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力雇用主数</td> <td>4,957</td> <td>5,050</td> </tr> <tr> <td>被雇用者数</td> <td>446</td> <td>423</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年4月1日	平成15年4月1日	協力雇用主数	4,957	5,050	被雇用者数	446	423
	平成14年4月1日	平成15年4月1日								
協力雇用主数	4,957	5,050								
被雇用者数	446	423								
見直しの有無	特になし。									
備考										

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	<b>基本目標</b> 保護司制度を充実強化する。	指 標	施策の実施状況 (保護司の充足率，保護司の平均年齢，全保護司に占める女性保護司の割合)
	<b>達成目標</b> 保護司を適正に確保する。		
基本的考え方	犯罪や非行をした者の改善更生を援助する更生保護活動は国と民間ボランティアの協働で実施・推進され，中でも，保護司は保護観察の実行機関として，		

	<p>また地域における犯罪予防活動の推進者として大きな役割を担っているところである。</p> <p>しかし近年の家族形態の急速な変化や、地域社会における連帯感の欠如等を背景に、保護司の適任者を確保することが困難になりつつある。また、今日、地域社会における更生保護諸活動の多様化が見られる一方で、保護司は高齢化が進み、女性の占める割合が依然として低いなどの状況にあり、行動力と柔軟な処遇能力を備えた保護司を幅広い層から確保することが重要な課題となっている。</p> <p>そこで、若年の保護司や女性の保護司など、幅広い分野から多様な世代の保護司を確保するため、保護局及び更生保護官署がパンフレットの配布や、保護司に関する情報の提供等、広報を充実させるとともに、保護司組織と連携して保護司充足率の向上に取り組む必要があることから、「保護司制度を充実強化する」という基本目標を達成する上での達成目標の一つとして「保護司を適正に確保する」ことを掲げ、その評価指標を「施策の実施状況」、具体的には保護司の充足率、保護司の平均年齢及び全保護司に占める女性保護司の割合とした。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>特になし。</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成15年1月1日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>平成15年1月1日現在の保護司定数（52,500人（保護司法第2条第2項））の充足率、保護司の平均年齢等の数値を前年の数値と比較することにより、施策の実施状況を測る。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 広報の充実</p> <p>保護司紹介用の一般市民向けパンフレットを30,000部増刷し、各保護観察所を通じて地方公共団体等の関係機関に約25,000部配布し、理解・協力を求めた。</p> <p>また、各地で「社会を明るくする運動」の一環として、保護司制度や保護司の活動を紹介するなど広報を実施した。</p> <p>(2) 保護司組織と一体となった取組の推進</p> <p>各保護観察所において、どの地域に保護司がどれほど必要か、どのような保護司が不足しているのか等、保護司組織と協議を行い、相互に協力して現状における課題や必要な方策を検討し、その結果を踏まえ、保護司会が中心となって、地方自治体や地域のボランティア団体等と連携して、年齢、職業、性別等に関して幅広い層から保護司適任者の開拓を進めた。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>1の施策を講じた結果、以下のとおり、保護司定数の充足率及び全保護司に占める女性保護司の割合は改善された。一方、保護司の平均年齢には特に変化がみられなかった。</p> <p>(1) 保護司の人数は49,205人（平成15年1月1日現在）であり、定数の充足率は93.7%となっている。充足率の推移を見ると、平成13年92.9%、平成14年93.3%と増加傾向にある。保護司再任年齢に一律</p>

	<p>上限を定めたことから、多数の保護司の退任が見込まれる平成16年までに、さらに充足率を高めていくことが求められる。</p> <p>(2) 全保護司のうち女性が占める割合は、24.6%（平成13年23.9%、平成14年24.2%）で漸増傾向にあるが、引き続き、女性保護司の比率の向上に努める必要がある。</p> <p>(3) 保護司平均年齢は、昭和28年には53.2歳であったが、年々上昇し現在では63.2歳となっている。平成13年63.2歳、平成14年63.3歳と特に変動はないが、年齢構成においても60歳以上の占める割合は68.6%に達しており、今後とも、これまで同様の取組を進め、若年層からの保護司を確保することが課題である。</p>
見直しの有無	特になし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標	指 標	研修カリキュラム，研修教材の充実のための取組の実施状況
	保護司制度を充実強化する。		
	達成目標		
	保護司に対し，充実した研修を実施する。		
基本的考え方	<p>保護司は、保護観察の実行機関であり、また、地域における犯罪予防活動の推進者であることから、その資質・処遇能力の向上は、更生保護活動の推進上極めて重要である。</p> <p>従来から、国が実施する保護司研修については、保護司研修要綱に基づき、その効果的な実施を図ってきたところであるが、近年の犯罪・非行の態様や保護観察対象者等の抱える問題性の複雑・多様化に伴い、処遇が困難な対象者が増加しているため、そのような対象者を担当する保護司の処遇能力の向上が求められている。さらには、保護司活動の基盤である地域社会においては、地域の連帯感の希薄化や家庭教育機能の低下等その変貌が進んでおり、保護司については、地域社会におけるこれら諸機能の脆弱化にも適切に対応しながら、保護司活動を遂行する必要がある上、非行問題に携わる地域のボランティアとして、これまで以上に学校や自治体、福祉機関などの地域における関係機関と連携して犯罪予防活動を含めた保護司活動を進めることも求められており、その</p>		

	<p>活動範囲が広がってきている状況下にある。</p> <p>また、保護司法に基づき各保護区を単位に組織される保護司会においても、保護司の職務に関する研修を行うことがその任務として定められているところであるが、その円滑な実施のためには、保護司が身近に活用できる各種研修教材の整備等が不可欠である。</p> <p>一方、保護司自身の研修に対するニーズについて、平成12年度に全国の保護司747名及び保護司会100団体を対象に行ったアンケート調査及び平成13年度に実施した意見聴取の結果から、「実践的なカリキュラム」、「研修日数の増加」及び「視聴覚教材の導入」が挙げられている。</p> <p>以上の保護司のニーズと保護司をめぐる状況を踏まえ、研修カリキュラム（研修要綱）や研修教材をより実践的な内容とする、新たな視聴覚教材を導入するなどにより、保護司研修をより充実強化・効率化させ、保護司の資質・処遇能力の向上を図る必要がある。</p> <p>そこで、「保護司制度を充実強化する」という基本目標を達成する上での達成目標の一つとして、「保護司に対し、充実した研修を実施する」ことを掲げ、その評価指標を「研修カリキュラム、研修教材の充実のための取組の実施状況」とした。</p>
<p>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</p>	<p>特になし。</p>
<p>測定方法等</p>	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>保護司に対し充実した研修を実施するために行った、研修カリキュラム及び研修教材の充実に向けた取組の実施状況を評価する。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 各保護観察所において、保護司研修要綱に基づき、体系的な保護司研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新任研修：初めて保護司を委嘱された者全員を対象に、保護司の使命、役割等保護司として必要な基礎的知識及び心構えの修得を図ることを目的に実施。</li> <li>○ 第一次研修：委嘱後2年未満の保護司を対象に、保護司の職務遂行に必要な事務手続及び処遇の実務の具体的履修を図ることを目的に実施。</li> <li>○ 第二次研修：委嘱後2年以上4年未満の保護司を対象に、保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長を図ることを目的に実施。</li> <li>○ 地域別定例研修：保護司全員を対象に、実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資することを目的に実施。各保護区単位に、年に4回程度ずつ実施。</li> <li>○ 特別研修：保護観察所の長が特に必要と認めた保護司を対象に、処遇上特別な配慮を必要とする者の取扱い等に関する専門的知識及び技術の修得等を図ることを目的に実施。</li> </ul> <p>(2) 保護司研修の実情の把握及び今後の保護司研修の在り方の検討に資するため、研究会・会同等において全国の保護司会の代表者及び保護観察所から意</p>

見を聴取した。

- (3) 保護司向けの研修教材として『更生保護』誌（月間）等を作成し、全保護司に配布した。
- (4) 新任保護司のために研修用ビデオを作成し、全保護区並びに地方更生保護委員会及び保護観察所の全庁に配布した。ビデオの作成に当たっては、保護司の委嘱を受けたばかりの保護司が、保護司活動の中心となる「保護観察」「環境調整」「犯罪予防活動」について具体的に理解し、すぐに実践できる内容となるように配意した。
- (5) 保護観察対象者の持つ問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様、環境条件等によって類型化して、各類型の特性に焦点を当てた効率的な処遇を行う「類型別処遇制度」の見直しが行われたのに合わせ、保護司用の類型別処遇マニュアルを作成し、これまでの10類型と新たに追加された3類型について、実際の処遇に役立つよう具体的な処遇方針や関係機関・社会資源の活用方法について解説した。
- (6) 更生保護のあらましを始め、保護観察関係法規、保護観察・環境調整の進め方や関係書類の見かた・書きかたなどまで、保護司活動を全般的に網羅した手引書「保護司のてびき」（全5冊）の全巻を改訂し、保護司により分かりやすく読みやすい内容とした。

## 2. 評価結果

- これまで特に保護司からの要望が強かった視聴覚教材について、新任保護司研修用のビデオを作成し、各保護区や保護観察所等で積極的な視聴が行われているが、今後も同ビデオを使ったより効果的な研修の在り方等について検討するなどし、同ビデオの効果を最大限引き出せるよう配意したい。
- 保護司活動に具体的に役立つマニュアルとして「類型別処遇マニュアル」を新たに作成したことに伴い、保護司の各種・各層の研修において、本マニュアルの内容についての研修が実施されているが、今後もさらに積極的な研修が展開されることが期待できる。保護観察処遇に密接した内容ではあるが、実際の処遇に当たって、個々の対象者に適切にマニュアルの内容を応用することができるよう研修内容・方法について把握しておきたい。
- 研修教材として「保護司のてびき」の全巻を改訂し、より保護司活動に密着した内容となるよう配意したが、今後も保護司のニーズ把握に努めていきたい。
- 保護司のニーズとして、「実践的なカリキュラム」、「研修日数の増加」が挙げられているほか、研修を実施・支援する保護観察所からは、これらに加え、「それぞれの研修の実施に当たって保護司のニーズをきめ細かく反映させる」といった意見・要望が多い。これらを踏まえ、分かりやすく、実践的なカリキュラム・研修教材の開発を継続したい。

見直しの有無	特になし。
備考	

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標	指 標	活動促進のための支援の実施状況
	犯罪予防活動を助長する。		
	達成目標		
	更生保護ボランティア団体の活動を促進する。		
基本的考え方	<p>更生保護制度は、犯罪や非行をした人が通常の社会生活を送りながら、健全な社会の一員として立ち直るよう指導・援助することを中心とした制度であり、その基盤は地域社会である。しかしながら、近年、都市化、核家族化等によって地域における人間関係が稀薄化し、連帯感が弱まるなど、地域社会は、本来有していた教育力や犯罪抑止力を低下させ、大きく変貌しつつある。</p> <p>このような中、更生保護婦人会やBBS会を始めとする更生保護ボランティア団体が、地域における様々な機関・団体と連携し、地域住民のニーズに応じた多様な活動を展開することは、地域社会を活性化させるものであり、更生保護の基盤づくりにつながるものである。また、更生保護の諸活動の推進と相まって、犯罪や非行のない明るい地域づくりに大きく寄与するものである。</p> <p>このように、更生保護ボランティア団体の活動は、地域社会における主体的な犯罪予防活動を助長するものであり、更生保護の諸施策の円滑な実施に資することとなるところ、それぞれの団体が、活力ある組織運営・研修の充実などをテーマに取り組んでいるため、法務省として、これらの活動を支援し、その促進を図っているところである。</p> <p>そこで、「犯罪予防活動を助長する」という基本目標を達成する上での達成目標の一つとして「更生保護ボランティア団体の活動を促進する」ことを掲げ、その評価指標を「活動促進のための支援の実施状況」とした。</p> <p>※更生保護婦人会 女性の立場から、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティアで、犯罪予防活動、更生保護施設在所者等に対する援助等のほか、子育て支援活動等幅広い活動を実施。</p> <p>※BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会 兄・姉のような身近な存在として様々な悩みを持つ少年達と接し、彼らが健やかに成長することを援助する「ともだち活動」のほか、地域において子供や少年をめぐる様々な問題に対応した幅広い活動を展開する青年ボランティア。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		

測定方法等	<p>1. 測定時期:平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 目標を達成するために行った支援の実施状況を評価する。</p>												
評価の内容	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 各種研修・協議会の開催・開催支援 全国、各地方及び各都道府県において、更生保護婦人会員やBBS会員等を対象とする研修・協議会等を開催(各団体と共催)し、活動に必要な知識の習得及び活動事例等に関する情報交流を支援した。 (全国レベルでの実施例)</p> <table border="1" data-bbox="422 593 1332 828"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>開催時期</th> <th>テーマ</th> <th>参加員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度更生保護婦人会員中央研修</td> <td>10/22~24(3日間)</td> <td>「地区会長の役割と責任」</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>第42回BBS会員中央研修会</td> <td>9/27~29(3日間)</td> <td>「BBS活動の現状と課題」</td> <td>50名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 各種活動の実施支援 更生保護婦人会やBBS会が行う「ミニ集会活動」、「子育て支援活動」、「ともだち活動」、「グループ活動」などの実施に当たり、企画・運営に関する助言、活動に必要な知識等の情報提供及び地方公共団体等の関係機関への協力依頼等を通じて支援した。 さらに、関係機関・団体等との円滑な連携のもと実施されている活動や地域性豊かな活動など、各地で実施されている先駆的あるいは特徴的な活動例を取り上げ、協力いただいた学校等教育機関、公立図書館、自治体のほか、全国の会員に対して、特に広報するなどした。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>○ 全国レベルで開催した研修(1(1)参考例記載)においては、参加者から「中央での研修で得た知識を県や各地区の研修会で紹介し、各地での活動に活かしたい」「全国各地の取組の状況が分かり、地元での今後の活動の参考になった」「研修参加という貴重な経験を得て、今後の活動に対する責任を感じた」といった意見が出されている。 ボランティア組織が全国あるいは地方単位で情報の共有や意見の交換を行うことは、各地区会活動の活性化を図る上でも有意義なことであることから、今後も各団体のニーズにあった研修の実施に向け必要な支援が求められる。</p> <p>○ 各団体においては、法務省からの助言・協力等を踏まえながら、以下に例示するとおり、多彩で幅広い活動が展開されている。今後も各団体の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の一層の活性化が図られるよう支援する必要がある。 なお、各種活動・事業を実施した各団体から、「広く地域の関係機関との連携を意識して活動を行うことができた」、「参加した地域の方々から、今後の活動の継続を求める声が多く寄せられた」「地域情報紙への掲載、チラシの配布、ポスターの掲示、関係機関・団体を訪問しての参加募集などを行い、幅広い層からの参加者が得られた」「活動が地域の新聞等に掲載されるなど、地域の関心の高さがうかがえた」などの意見が出されている。 &lt;更生保護婦人会の活動例&gt;</p>	研修名	開催時期	テーマ	参加員	平成14年度更生保護婦人会員中央研修	10/22~24(3日間)	「地区会長の役割と責任」	100名	第42回BBS会員中央研修会	9/27~29(3日間)	「BBS活動の現状と課題」	50名
研修名	開催時期	テーマ	参加員										
平成14年度更生保護婦人会員中央研修	10/22~24(3日間)	「地区会長の役割と責任」	100名										
第42回BBS会員中央研修会	9/27~29(3日間)	「BBS活動の現状と課題」	50名										

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニ集会活動 犯罪予防活動を推進し、更生保護婦人会活動の一層の活発化を図る観点から、非行・犯罪予防、青少年の健全育成、地域の問題、子育て・しつけ等をテーマに、地域住民の参加を得た対話集会、行事等を実施。</li> <li>・子育て支援活動 地域ぐるみで子育て支援を行うためのネットワークづくり等を目的に、地域の関係機関・団体との連携のもと、子育て母親教室、家庭教育セミナー、講演会、親子で参加できる行事等を実施。</li> </ul> <p>&lt;BBS会の活動例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ともだち活動 非行等の問題を抱えている少年と同じ目の高さに立って、少年の相談相手となりながら、彼らの成長を助ける活動を実施。</li> <li>・グループ活動 地域住民や児童福祉施設の子供たちとの交流活動、少年たちの悩み相談や学習サポート、グループワーク、不登校生徒や保護観察対象者等とのキャンプ、親子で参加できる体験活動等を実施。</li> </ul> <p>(参考：会員数)</p> <table border="1" data-bbox="405 887 1278 1003"> <tr> <td></td> <td>平成14年4月1日</td> <td>平成15年4月1日</td> </tr> <tr> <td>更生保護婦人会</td> <td>200,445人</td> <td>204,760人</td> </tr> <tr> <td>BBS会</td> <td>6,100人</td> <td>6,169人</td> </tr> </table>		平成14年4月1日	平成15年4月1日	更生保護婦人会	200,445人	204,760人	BBS会	6,100人	6,169人
	平成14年4月1日	平成15年4月1日								
更生保護婦人会	200,445人	204,760人								
BBS会	6,100人	6,169人								
見直しの有無	特になし。									
備考										

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標	指 標	社会を明るくする運動の参加団体の数
	犯罪予防活動を助長する。		
	達成目標		
社会を明るくする運動への参加を促進させる。			

<p><b>基本的考え方</b></p>	<p>犯罪予防とは、犯罪の原因を除去し、又は犯罪の抑止力となる諸条件を強化助長することによって、犯罪の発生を未然に阻止することであり、更生保護分野における犯罪予防に関する事務の重点は、地域社会が行う犯罪予防活動を助け、推進する等の働き掛けを行うことにある。</p> <p>その中心的活動として法務省が位置付け、広くその参加促進を呼び掛けている“社会を明るくする運動”がある。本運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動であり、法務省の主唱のもと、運動の趣旨に賛同した公私の機関・団体により、各地域の実情に応じた方法により運動が展開されている。</p> <p>本運動は半世紀に及ぶ歴史を有しており、時代と地域のニーズに応じ、例えば、街頭補導等の直接的な非行防止活動、非行防止に資するための教育機関との連携活動、しつけまで視野に入れた子育て相談活動、地域で非行問題等を話し合うミニ集会活動、あるいは不特定多数の住民等を対象にしたパレード等のキャンペーン活動など極めて多様な活動が展開されており、その多様さが本運動の特徴でもある。</p> <p>法務省においては、犯罪予防活動の助長という観点から、自らキャンペーン活動に取り組むとともに、地域社会が主体となって自発的に多様な活動が展開できるための基盤の整備に重点を置いて施策を展開している。近年は、都市化、核家族化等によって地域における人間関係が稀薄化し、連帯感が弱まるなど、地域社会が本来有していた教育力や犯罪抑止力が低下しており、これが犯罪・非行の多発の背景の一つとなっていることから、近時の“社会を明るくする運動”においては、ボランティア団体を含めた地域の機関・団体等との連携活動を特に重視しているところである。</p> <p>そこで、「犯罪予防活動を助長する」という基本目標を達成する上での達成目標の一つとして「社会を明るくする運動への参加を促進する」ことを掲げ、その評価指標を「社会を明るくする運動への参加団体の数」とした。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>特になし。</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>本運動への参加促進のために行った法務省（中央実施委員会事務局）における取組の実施状況や参加団体数等を評価する。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 中央実施委員会を開催し、以下のとおりの重点目標等を内容とする第52回“社会を明るくする運動”実施要領を策定するとともに、地区実施委員会（都道府県及び市区町村等を単位として設置）に周知し、地域活動の展開を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重点目標：犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支え、人々が支え合って生きていく明るい地域づくりに参画する。</li> <li>○統一標語：「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」</li> <li>○地域活動キーコンセプト：「子ども・いきいき・ネットワーク」</li> </ul> <p>(2) 広報活動の実施</p>

全国誌等への関係記事・論説の掲載（約25誌に掲載）

法務省ホームページにおける広報

日本野球機構，日本プロサッカーリーグの協力によるプロ野球，Jリーグ公式戦における電光掲示

中央行事の実施

・「更生保護誌表紙絵展～平山郁夫と更生保護ゆかりの画家～」

（東京都実施委員会と共催。保護司など更生保護関係者の教養研さん誌として毎月発刊されている『更生保護』誌の表紙を飾った平山郁夫氏を始めとする日本画家の作品を展示するとともに，更生保護制度を紹介する広報活動を行った。）

- (3) 運動展開に資するための広報資材の作成・配布

広報用のポスター（全国で57,464団体の協力を得て，約60万枚が掲出された。）

広報用ビデオ「クラスメート」（全国で上映会（4,030回）が開催されたほか，民放52局の協力を得てテレビ放映された。）

パンフレット等

- (4) 各地区実施委員会の参加・協力を得て，全国作文コンテストを実施し，優秀作品を表彰した。（応募作品数 小学生の部：21,374，中学生の部：58,396）

- (5) 全国各地で展開されている活動に関する情報を提供するなど，多様な活動の展開に資するための情報交流を支援した。

## 2. 評価結果

全国における各地区実施委員会を構成する機関・団体数は，過去5年間で見るとほぼ横ばい状態であるが，数多くの地方自治体や民間団体の幅広い参加を得ており，本運動が地域社会に確実に浸透していることがうかがえる。

		13年	14年
実施委員会構成	都道府県	5,181	5,138
機関・団体数	市町村等	31,558	32,277

広報用ポスターは，子供たちが笑顔でいられるような社会，犯罪や非行のない明るい社会を築くことが大切であることを訴えることを目指して作成し，大人も子供も対象に，幅広い年齢層の人々への参加を呼び掛けた。

各地区からは，特に，子供達の笑顔を取り入れた図柄が，子供を対象としたスポーツ大会等での広報活動において効果的であったなどの声が寄せられている。

広報ビデオは，少年の立ち直りのために家庭，学校，地域社会が果たすべき役割について，「居場所」をキーワードに，更生保護制度の説明を含めた内容とし，活用の便を図るため，30分の作品を作成した。

各地区からは，「地域における集会等で使いやすかった」「学校を舞台とする内容が教育関係者からの理解を得やすかった」「更生保護制度のPRにもつながった」「上映時間が適当だった」などの感想が寄せられた。

作文コンテストへの応募作品総数は，小学生・中学生ともに前年度から大幅に増加し，各地区において，教育委員会・学校等との連携を重視しながら運動を展開していることにより，その趣旨が浸透されていることがうかがえる。

全国各地での活動状況をみると，前回の運動に引き続き，地域活動キーコ

ンセプトを意識した、子供主体の行事やスポーツ大会、ワークショップなど親子が気軽に参加でき、触れ合える活動が数多く企画・展開された。ケース研究会等で、子供と大人が非行問題について直接話し合い、相互理解を深めたところもあった。

このように各地で創意工夫を凝らした行事が行われている一方で、参加人員が前年を下回るなど、運動の在り方になお検討の余地も残している。

各地区実施委員会からは、今後の課題として、「若者を含む、地域の人々への運動の浸透が十分でない」、「運動の参加者に偏りがある」との報告が寄せられており、こうした状況を改善するために、「子供たちを始めとする地域の声を聞く重要性を認識する」、「地域の特色を活かしたミニ集会等で、非行問題への関心を深めていく」とする取組方針や、「学校との連携を密にするなど、地域が一体となった活動の在り方について検討する」、「他の青少年問題に取り組む運動とのタイアップを関係機関と話し合う」、などの活動方針が報告されている。

(主な行事別参加人員)

	13年	14年
街頭広報活動	1,034,755	774,327
ミニ集会等（住民集会含む）	930,872	756,926
講演会	214,821	192,317
弁論大会・標語募集等	322,651	288,806
スポーツ大会	303,302	250,665
その他	1,888,151	1,438,454
合計	4,694,552	3,701,495

見直しの有無	特になし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局		
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標	指 標	平成14年度に改築又は補修事業を予定している7施設のうち、当該年度内に事業を完了した施設の数
	更生保護施設整備を促進する。		
	達成目標		
	老朽化した更生保護施設の整備を促進する。		

<p><b>基本的考え方</b></p>	<p>更生保護施設は、頼るべき親族等がないなどの理由で自力では更生が困難な保護観察対象者、刑執行終了者等を保護し、宿泊所の提供、食事の供与、就労の援助等の保護を行うことにより、その社会復帰を支援している。現在、全国には更生保護法人が設置運営する施設が101あり、年間約1万人を収容保護するなど、再犯の防止と社会の安全の確保に大きな役割を果たしている。このような施設の果たす機能の重要性にかんがみ、国には、その適正な運営を確保するための措置を講ずる責務がある（更生保護事業法第3条）</p> <p>ところで、更生保護施設が本来の機能を発揮し、被保護者の改善更生を促進するためには、その機能にふさわしい居住環境・処遇環境の確保が必要であることから、平成6年度に更生保護施設整備費補助金を創設して施設改善を推進してきているが、なお、全国の更生保護施設のうちには、施設設備の老朽化が著しい、居室等が狭隘である等の理由から、居住環境が劣悪であったり、安全・衛生面に重大な問題を有する更生保護施設があり、収容保護を必要としている者を保護できない状況にあることから国の刑事政策の遂行にも支障が生じている。</p> <p>法務省においては、毎年、当該施設を設置経営する更生保護法人に対し、改築・補修に要する経費の一部として更生保護施設整備費補助金を交付することによって、更生保護施設の計画的な改築・補修を支援することとしており、平成14年度については、全国101の更生保護施設のうち、老朽化等の特に著しい7施設について改築・補修を実施することとした。</p> <p>そこで、「更生保護施設整備を推進する」という基本目標を達成する上での達成目標を「老朽化した更生保護施設の整備を促進する」とし、達成目標を「平成14年度に改築又は補修事業を予定している7施設のうち、当該年度内に事業を完了した施設の数」とした。</p>
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>特になし。</p>
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 平成14年度中の更生保護施設の改築・補修事業の達成度を測定する。</p>
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</p> <p>老朽化し、安全・衛生面等の理由から改築・補修の緊急性が高い更生保護施設7施設に対し、更生保護施設整備費補助金を交付し、施設整備事業の推進を図った。事業の推進に当たっては、当該施設を設置経営する更生保護法人及び同法人を所管する保護観察所と緊密な連携を保ちながら必要な助言指導を行い、全面改築3施設、内外装の補修4施設の整備（事業総経費約944,516千円）に対し、総額338,700千円の更生保護施設整備費補助金を交付した。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>(1) 平成14年度に実施を予定した7施設の更生保護施設について、すべて予定した整備事業が年度内に完了し、更生保護施設整備費補助金の交付に関する諸手続きを完了した。</p> <p>(2) 当該施設においては、躯体の損傷や鉄筋の腐食、採光や通気性などの安全</p>

	<p>面、衛生面の問題点が改善されたほか、狭隘な居室の解消と社会復帰のための各種処遇を実施する集団処遇室の整備がなされるなど、居住・処遇環境の一層の充実が図られ、処遇施設としての整備が図られた。さらに、本事業の実施により、入所者の更生意欲及び処遇効果の伸長にも資することが期待される。</p> <p>(3) 全国の更生保護施設には築後31年以上を経過し、改築・補修を要する施設がなお45施設あることから、その計画的な整備を推進していく必要がある。併せて、地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環としての入所者と地域住民との交流のための集会室の整備や、今後増加が予想される高齢者や身体障害者など多様な入所者に対応できる「バリアフリー化」の導入についても推進していく。</p>
見直しの有無	特になし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	公安調査庁		
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施		
目 標	<p><b>基本目標</b></p> <p>観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。</p> <p><b>達成目標</b></p>	指 標	オウム真理教の組織、活動の実態、危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持など）、欺瞞性及び閉鎖性の解明度合い
基本的考え方	<p>オウム真理教（以下「教団」という。）については、依然として国民の多くが不安を抱き、また、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）（注）に基づき、公安調査庁長官の観察に付されているところ、同処分を通じて教団の活動状況を明らかにし、国民の不安感の解消に努めるとともに、再び教団が無差別大量殺人行為に及ぶことのないようにすることは、公共の安全の確保にとって極めて重要な課題であると同時に、公安調査庁に課せられた責務である。</p> <p>そのため、公安調査庁は、教団につき、全国的調査体制で組織的に調査を展開するとともに、必要な場合には公安調査官による立入検査を実施して、教団の</p> <p>① 組織</p>		

	<p>② 活動の実態  ③ 危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持など）  ④ 欺瞞性  ⑤ 閉鎖性</p> <p>などについて解明して、教団の活動状況を明らかにする必要がある。</p> <p>観察処分の実施を通じて教団の活動状況を明らかにすること、特に立入検査によって公安調査官が自ら直接活動状況等を確認することは、教団の危険性の増大防止にとって、また国民の教団に対する不安感の解消にとって極めて有効であり、かつ教団の不法活動の抑止につながるものと考えられる。</p> <p>教団に対する観察処分の期間は、当初は平成12年2月1日から平成15年1月31日までの3年間であったところ、平成15年1月23日に観察処分の3年間の期間更新決定がなされたことから、平成18年1月31日までとなっている。</p> <p>観察処分においては、公安調査官による任意調査や団体による報告だけでは十分ではない場合もあり得るため、団体の活動状況を明らかにするために、特に必要があると認められる場合には、公安調査官が、団体が所有・管理する土地・建物に立ち入り、無差別大量殺人行為に結び付く物件や教団の危険性を示す物件の存在、施設の使用実態、財政状況を把握するための会計帳簿の検査などを行うことができるとされている。</p> <p>（注）団体規制法は、過去に団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について、その活動状況を明らかにし、又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を一定期間継続して明らかにするための「観察処分」及び当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査の妨害をするなどして、当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一時的に停止させる「再発防止処分」の二つがある。</p> <p>「観察処分」の具体的な措置としては、公安調査庁長官が、当該団体から役職員、構成員の氏名、住所などについて報告を受ける「報告徴取」及び特に必要があると認められるときに、団体が所有・管理する土地・建物に対して公安調査官に行わせる「立入検査」がある。</p>
<b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b>	特になし。
<b>測定方法等</b>	1. 測定時期：平成15年3月31日 ----- 2. 測定方法等 教団の組織、活動の実態、危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持など）の解明度合いに基づき評価する（立入検査の実施状況（「立入検査を行った施設数」、「動員した公安調査官数」及び「検査時間」）を含む。）。
<b>評価の内容</b>	1. 平成14年度に講じた施策(実施状況) 公安調査庁は、教団に対し標記期間内において、団体規制法第7条第2項に基づき、合計23回にわたり、30施設に立入検査を実施した。

教団の拠点施設に対する立入検査等においては

施設内に麻原彰晃こと松本智津夫の唱えるマントラを流している事実  
麻原の説法を収録したビデオテープ、カセットテープ及び教団関連書籍並びに同人の写真及びポスターを多数保管している事実

無差別大量殺人行為に關与した刑事被告人の所有物等を保管している事実  
祭壇を設けた道場に、麻原の写真や大量の教団関係資料が保管され、教団の施設と認められたにもかかわらず、公安調査庁への報告を行うことなく、施設を運用している事実

教団名を秘匿し、一般人を対象とする「ヨーガ教室」を開催し、信徒獲得活動をしている事実

などを確認した。

観察処分の実施以降、教団は拠点施設から撤退したり、公然と信者の勧誘を行うことや危険な教義の実現に向けた準備行為を控えざるを得ない状況にあり、教団の信徒数は、教団が教団名を秘匿した勧誘活動などの各種の信徒拡大に向けた動きを活発化させる中で、観察処分決定時と比較して微増するに留まっている。

しかしながら、教団は、依然として松本・地下鉄両サリン事件の首謀者である麻原を絶対的帰依の対象とし、同人の確立した殺人を勧める危険な教義、修行体系等を維持するなど、その危険な本質は、観察処分決定時と変わりことが明らかとなった。

さらに、教団は、今なお出家信徒を外部との接触を遮断して管理下の施設に集団居住させて出家信徒とその親族との連絡・面会を制限するなどして独自の閉鎖社会を構築しており、依然として、その組織体質は極めて閉鎖的である。

また、教団は、団体規制法第5条第3項の規定に基づく報告義務を有するところ、報告書として提出された書類には、

ロシア人構成員の大半等が本団体の構成員として報告されていなかったこと

本団体管理下の施設のうち9施設が報告されていなかったこと

資産及び負債につき、本団体の会計帳簿、破産管財人への経済活動に関する報告と齟齬していたこと

などが認められるなど、虚偽的・欺瞞的な組織体質に変わりはない。

公安調査庁は、引き続き教団の活動状況を明らかにしていく必要があるとの判断から、立入検査の実施などにより得られた上記の事実を証拠化して、平成14年12月2日、公安審査委員会に対して観察処分の期間更新請求を行った。

これを受けて、公安審査委員会は、平成15年1月23日、教団については、麻原が教団の活動に絶対的ともいえる影響力を有していることから、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるとして、観察処分の期間更新を決定した。

なお、観察処分を通じて得られた調査結果については、自治体の長の請求を受けて20自治体に対し47件を提供した。

立入検査を行った施設数：30施設（このほか、2か所の付帯施設に立入検査を実施した。）

動員した公安調査官数：延べ901人

検査時間：約182時間

## 2. 評価結果

立入検査などの実施により教団の活動実態を相当程度解明し、教団が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにした。この結果、教団の活動状況を継続して明らかにするためには、引き続き、教団を公安調査庁長官の観察に付す必要があると判断し、公安審査委員会に観察処分の期間更

	新を請求し、同委員会から期間更新の決定を得た。
見直しの有無	なし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	公安調査庁		
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施		
目 標	基本目標	指 標	提供情報の迅速性、適時性、正確性
	内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保に関わる情報の政府機関への適切な提供に努める。		
	達成目標		
基本的考え方	<p>公安調査庁は、公共の安全の確保のため、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、破壊的団体の規制に関する調査として、これらの団体の活動に影響を及ぼす可能性のある内外の情勢について情報の収集・分析を行っている。</p> <p>この過程で得られた様々な情報につき、その正確性を判断し、政府・関係機関に対して迅速、適時に提供し、政府・関係機関による的確な対応の実施に貢献することにより、公共の安全の確保に資することも、公安調査庁の重要な業務である。</p> <p>とりわけ国際テロの脅威や北朝鮮問題など、我が国及び国民の安全にとっての不安定要因を抱えている今日の情勢にあって、これら国際テロや北朝鮮をめぐる情報を収集、分析することは、公共の安全の確保にとって、当面の最重要事項であり、公安調査庁として、その調査力を最大限に活かして、政府機関が必要とする情報を迅速・適時に提供することが重要と考えている。</p> <p>これにより、公共の安全に関わる分野における政府機関の施策の推進に寄与することが可能となる。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		

測定方法等	<p>1. 測定時期:平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等 提供情報の迅速性、適時性、正確性を検証する。</p>
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>平成14年度の国際情勢は、9月の日朝首脳会談、10月のインドネシア・バリ島における大規模爆弾テロ、イラク戦争など昨年度に引き続き大きく揺れ動いた。さらに、我が国と近接諸国との間では、5月に中国・瀋陽総領事館事件が発生したほか、国内においても、朝鮮総連信用組合の再編や4月の有事関連3法案の国会提出、4月の成田空港暫定平行滑走路の供用開始など様々な動きがあった。</p> <p>公安調査庁は、日朝首脳会談において、金正日総書記が日本人の拉致、武装工作船について自認し国家として不法活動に携わっていたことが明らかになったことや、バリ島爆弾テロ事件でディスコ等が狙われ日本人にも死傷者が出たことなどを受けて、北朝鮮、朝鮮総連の動向などに関する情報や、我が国の安全、一般国民の生命・財産に関して重大かつ深刻な脅威となりつつある国際テロに関する情報の収集を最重要課題として位置付け、特別体制をとるなど、より迅速かつ適時に情報を収集・分析できるよう体制を強化した。</p> <p>これら方策の推進によって得られた内外情勢に関する情報やその分析結果については、官邸・内閣官房等に対して直接報告したのをはじめ、政府部内における各種会議（例えば、「内閣情報会議」「日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議専門幹事会（拉致問題）」「イラク問題対策関係省庁局長級会議」など）の場を通じたり、職員が関係省庁に赴いて提報するなど、政府機関に適時に提供した。</p> <p>このほか、公安調査庁は、4月には国際テロの動きについて分析した「国際テロリズム要覧」、12月には内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ記者発表して公表したのをはじめ、週ごと、月ごと、あるいは随時の形で各種印刷物を政府・関係機関等に配付した。また、公安調査庁のホームページ上の「最近の内外情勢」欄において内外情勢に関する情報を継続して掲載した。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>(1) 北朝鮮、朝鮮総連の動向などに関する情報については、適宜、政府・関係機関に対して提供してきた。こうした情報のうち特に重要なものについては、公安調査庁長官が、内閣総理大臣や内閣官房長官等に対し、継続して直接報告を行うことにより、情報提供の迅速・適時性を確保できた。また、国際テロ関係においても、政府関係会議等の場において適時に情報を提供した。</p> <p>(2) 公安調査庁においては、北朝鮮や国際テロ調査の分野に職員を重点的に配置するなど、可能な限り効率的な調査体制を敷き、関連情報の収集・分析に努め、上記のような成果を上げてきた。しかし、北朝鮮及び国際テロの脅威が急速に高まっている情勢の下で、政府・関係機関の施策遂行に適切に貢献するためには、調査力を質・量共により一層充実させる必要があると考えている。</p>
見直しの有無	なし。

備

考